



® 平成 30 年 6 月 13 日 (水)

No. 14708 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆世界の知的財産法 第21回 マレーシア … (1)

☆不正競争防止法等の一部を改正する法律

(平成30年5月30日法律第33号) …… (10)

☆フラッシュ(特許庁人事異動) …… (12)

☆知財高裁開廷一覧 …… (12)

世界の知的財産法

第21回 マレーシア

BLJ法律事務所

弁護士 遠藤 誠¹

I はじめに

マレーシアは、マレー半島南部、カリマンタン島(ボルネオ島)北部のサバ州、サラワク州からなる。15世紀にマラッカ王朝が成立し、貿易の中継地として栄えたが、16世紀にはポルトガル、17世紀にはオランダ、18世紀には英国が進出した。英国は、1824年に、現在のマレーシアを含む地域を植民地とした。第2次世界大戦中に日本により占領されたが、終戦

後は再び英国の植民地となり、1948年には、英国保護領マラヤ連邦となった。1963年にマレーシアは独立したが、1965年にシンガポールがマレーシアから分離・独立した²。

マレーシアの人口は約3,200万人であり、ブミブトラ(マレー系と先住民族)が約62%、中国系が約23%、インド系が約7%である。気候は、高温多湿の熱帯雨林気候に属する。首都はクアラルンプール、

21世紀は 知力・英知 の時代

創立 1922 年

特許業務法人 英知国際特許事務所

所長弁理士 岩崎 孝治 所長代理弁理士 七條 耕司 副所長弁理士 小橋 立昌 弁理士 鈴木 康裕

意匠部長弁理士 関口 剛 弁理士 樋口 正樹 弁理士 紀田 馨 国際部長弁理士 田口 滋子

商標部長弁理士 岩崎 良子 特別顧問弁理士 細井 貞行 管理部長 菅野 公則 特別顧問 岡本 清秀

【東京本部】〒112-0011 東京都文京区千石4-45-13 TEL: 03-3946-0531(代)

【虎ノ門サテライト】TEL: 03-6206-6479 【帯広支部】TEL: 080-6516-4160

【仙台支部】 TEL: 022-266-5580 【山形支部】TEL: 023-651-6102

【神奈川支部】 TEL: 045-532-3827 【浜松支部】TEL: 080-2077-6544

【名古屋支部】 TEL: 090-4227-5957 【大阪支部】TEL: 090-6269-0885

URL: <http://www.eichi-patent.jp>

公用語はマレー語、通貨はリンギットである。国民の約6割はイスラム教を信仰している。

マレーシアには、原油、天然ガス、鉄鉱石、ボーキサイト、スズ等の鉱物資源が豊富にあるほか、近年、輸出志向型工業化政策を推し進め、比較的高い経済成長を継続的に達成してきた結果、電気機器等の製造業が伸長した。

とくに1990年代以降、製造業を中心とする多くの日本企業が、マレーシア企業との貿易を行い、またマレーシアに対する投資を行ってきたことから、マレーシアは、日本企業にとって経済的な結び付きが強い国となった。豊富な資源と労働力及び潜在的な巨大市場を有するマレーシアは、急速な発展を続ける東南アジアの中心に位置する国として、今後も、日本企業にとって最重要投資先の一つであり続けるであろう。

このようなマレーシアの重要性に鑑みると、マレーシアの知的財産法の制度、実務運用及び改正動向等について知ることは、非常に重要であるといえる。

そこで、今回は、マレーシアの知的財産法の概要を紹介することとしたい³。

II 知的財産法全般

1 概要

マレーシアは、長く英国の植民地であったことから、英国法⁴の法体系を多く導入し、いわゆる判例法主義の法体系を採用した。しかし、知的財産法の重要な分野については、ほとんど成文法で規定されている。即ち、マレーシアが判例法主義の法体系を採用しているといっても、裁判において拠り所となる「法源」には、判例だけではなく、制定された法令も含まれる。マレーシアの知的財産法制度は、主に、特許法、意匠法、商標法、取引表示法、地理的表示法、著作権法、半導体回路配置法、植物新品種保護法等により構成されている⁵。なお、マレーシアが独立国家となった後は、英国の裁判所の判決は、マレーシアの裁判所に対し拘束力を有しないものの、依然として、説得力のある根拠として、事実上の大きな影響力を有している。

1995年にWTOの原加盟国となったマレーシアは、TRIPS協定に加盟しているほか、知的財産権に関する多くの国際条約にも加盟している。例

えば、パリ条約、WIPO設立条約、特許協力条約(PCT)、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約等である。但し、現時点では、マレーシアは、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書(以下「マドリッド・プロトコル」という)には加盟していないことに注意が必要である(現在、マドリッド・プロトコル加盟に向けた議論が行われている状況である)。

知的財産権に関連するマレーシアの政府機関のうち最も主要なものであるマレーシア知的財産公社(Intellectual Property Corporation of Malaysia(MyIPO))⁶は、主に特許、意匠及び商標の出願の受理・審査・登録等の業務を行っている。

2 外資誘致のための政策で知財に関連するもの

マレーシアは、近年、外資誘致のためのさまざまな政策を導入している。その中で知財に関連する優遇制度として、「パイオニア・ステータス」と「投資税額控除」がある。両方の優遇措置を受けることはできず、いずれかの優遇措置を選択することになる。

「パイオニア・ステータス」(PS)とは、奨励事業又は奨励製品の生産に従事する企業を対象として、5年間にわたり、パイオニア認定事業に係る所得金額の30%に対してのみ課税される(所得金額の70%については免税となる)制度である。認定対象事業としては、戦略的に重要な工業又は商業的諸活動等がある。

「投資税額控除」(ITA)とは、奨励事業又は奨励製品の生産に従事する企業を対象として、所定の活動のために支出された資本的支出の60%の投資控除が認められる優遇措置をいう。認可プロジェクトで使用される工場・プラント・機械等に係る支出につき最初の発生日から5年間の総額の60%を控除枠として、各年度の法定所得の70%以下を相殺することができる。国家的重要プロジェクト等の場合は、100%の控除も可能である。

また、以上のほかに、特定の地域に設立された国内企業の優遇制度として、例えば、「マルチメディア・スーパー・コリドー(MSC)ステータス」がある。これは、クアラルンプールのペトロナスツインタ